

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	12-1
許認可等の種類	と畜場以外の場所で獣畜をとさつすることができる場合の許可			
根拠法令条例等・条項	と畜場法施行令第4条第2号			
許認可等の概要	と畜場以外の場所で獣畜をとさつすることができる場合の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>○と畜場法施行令第4条 (と畜場以外の場所で獣畜をとさつすることができる場合)</p> <p>第4条 法第13条第1項第4号の規定により、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜をとさつすることができるのは、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 災害その他の事故により、と畜場が滅失し、又はその設備がき損し、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合</p> <p>二 離島であるため、その他土地の状況により、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合であつて、かつ、都道府県知事が指定した地域において、又は都道府県知事の許可を受けて獣畜をとさつする場合</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	3日			
期間の制定根拠	—			